

# 契約概要

## ご契約に際しての重要事項 (契約概要)

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについての詳細ならびに主な保険用語のご説明などについては「**ご契約のしおり**」「**約款**」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項は、「**注意喚起情報**」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

# 1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-315056
- ホームページ：  <http://www.medicarelife.com/>

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- 生命保険契約に関するさまざまなご相談・照会・苦情については、メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」でお受けしております。この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細は「注意喚起情報」の「生命保険相談所について」をご確認ください。

## 2 商品の特徴は以下のとおりです。

- 所定の3つの告知項目に該当しなければお申し込みいただける、健康に不安のある方を対象とした医療保険です。
- 傷害や疾病による所定の入院・手術・放射線治療などを一生にわたり保障します。
- 限定告知型先進医療特約を付加することで、先進医療への備えを充実させることができます。

\*被保険者の健康状態のほか、職業・メディケア生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないこともあります。

## 3 保険期間・保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は以下のとおりです。

保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
終身	終身、 有期(60歳・65歳・80歳まで)からお選びいただけます。	月払い、年払い、 半年払いからお選びいただけます。	口座振替扱い、クレジットカード扱いからお選びいただけます。(クレジットカード扱いは月払いのみ。)

\*電磁的方法によるお申込みの場合には、お申込みの際の保険料払込回数が制限されることがあります。

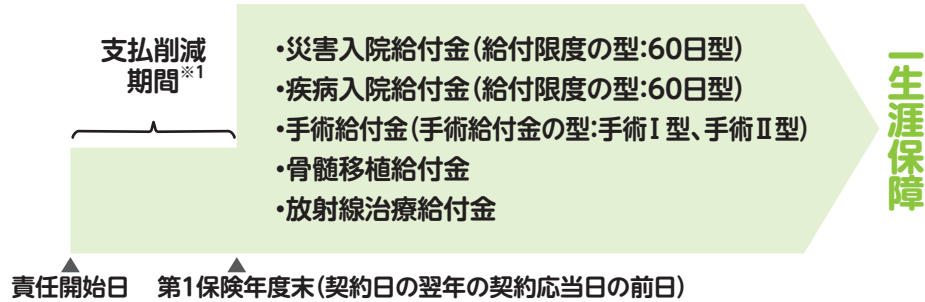
\*保険料払込回数が年払い・半年払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合や保険料のお払込免除となった場合には、お払い込みいただいた保険料から経過月数に対応する一括払保険料相当額を差し引いた金額を払い戻します。

- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

# 4 仕組みについて

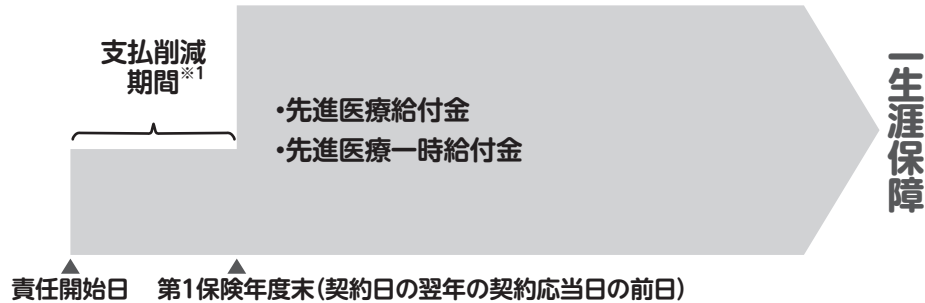
## 主契約

限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型)



ご要望に応じて付加できる特約

限定告知型先進医療特約



\*この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時<sup>※2</sup>または告知が行われた時<sup>※3</sup>のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の「ご契約の保障が開始される時期について」[第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご確認ください。

\*お申し込みいただく保険契約の主契約および特約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法によるときは、申込画面)記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。



## 必ずご確認ください

- この保険は、メディケア生命の他の医療保険に比べて、保険料が割増しされています。
- 健康な方に加え、過去に傷害や疾病による入院などをされている方であっても、健康状態について詳細な告知などをしていただくことにより、保険料の割増しがなく、支払削減期間<sup>※1</sup>が設定されていないメディケア生命の他の医療保険にご加入いただける場合があります。(ご加入に際し、ご契約に一定の条件がつく場合があります。)
- 支払削減期間<sup>※1</sup>中に給付金のお支払理由が発生したときは、お支払金額は半額となります。
- 責任開始期前に発病した疾病でも、責任開始期以後にその症状が悪化したことにより、入院などの必要が生じたときはお支払いの対象となります。ただし、責任開始期前に医師からその入院などを勧められていたときはお支払いの対象となりません。

※1 支払削減期間は、責任開始日から第1保険年度末(契約日の翌年の契約応当日の前日)までとなります。

※2 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

※3 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

# 5 主契約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

## 限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型) (主契約)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき60日分。通算では1000日分。
疾病入院給付金	疾病により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき60日分。通算では1000日分。ただし、がんにより入院された場合は1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。
手術給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	【入院中の手術】 <手術Ⅰ型> 基本給付金額×10倍 <手術Ⅱ型> 基本給付金額×10・20・40倍 【外来の手術】 <手術Ⅰ型・Ⅱ型> 基本給付金額×5倍	通算限度なし
骨髄移植給付金	疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けられたとき	基本給付金額×10倍	通算限度なし
放射線治療給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき	基本給付金額×10倍	通算限度なし 60日に1回のお支払限度

\*基本給付金額とは、手術給付金、骨髄移植給付金および放射線治療給付金のお支払金額の基準となる金額です。

\*支払削減期間中に給付金のお支払理由に該当されたときは、お支払金額は半額となります。支払削減期間は、責任開始日から第1保険年度末(契約日の翌年の契約応当日の前日)までとなります。

### 主契約における各給付の共通事項について

- 責任開始期前に発生した傷害または疾病により入院され、または手術、骨髄移植術もしくは放射線治療を受けられた場合は、給付金をお支払いしません。  
ただし、責任開始期前に発病した疾病(既往症)により入院され、または手術・放射線治療などを受けられた場合でも、所定の条件(責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したことなど)を満たせば給付金をお支払いします。(責任開始期前に医師からその入院・手術・放射線治療などを勧められていた場合はお支払いしません。)

### 災害入院給付金および疾病入院給付金について

- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考に判断します。
- 入院の原因を問わず、災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金、疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- がんによる入院の場合は、1回の入院のお支払限度を超えてお支払いします。(支払日数無制限)

次ページに続く

## 手術給付金について

- 手術給付金のお支払金額を算出する倍率は、手術給付金の型に応じて下表のとおりです。

### 【手術Ⅰ型】

入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 10倍
外来手術(入院外で受けられた手術)	基本給付金額 × 5倍

### 【手術Ⅱ型】

	開頭術・開胸術・開腹術	左記以外
がん・急性心筋梗塞・脳卒中の治療を目的とする入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 40倍	基本給付金額 × 20倍
上記以外の入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 20倍	基本給付金額 × 10倍
外来手術(入院外で受けられた手術)	基本給付金額 × 5倍	

\*基本給付金額とは、手術給付金、骨髄移植給付金および放射線治療給付金のお支払金額の基準となる金額です。

- 同一の日に2つ以上の手術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。この場合、最も手術給付金のお支払額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとみなします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されることとされている区分番号にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を複数回受けられた場合は、手術を受けられた日から60日間については、最も手術給付金のお支払額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。



### ご注意

#### <各給付金共通>

- 災害入院給付金・疾病入院給付金のお支払理由が同一の日に重複した場合でも、重複してお支払いしません。
- 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、骨髄移植給付金または放射線治療給付金のうち、同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。

#### <手術給付金について>

- 以下の手術はお支払いの対象となりません。
  - ・傷の処理(創傷処理、デブリードマン) ・切開術(皮膚、鼓膜) ・抜歯手術
  - ・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
  - ・異物除去(外耳、鼻腔内) ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)
  - ・魚の目、タコ手術後縫合(鶏眼・胼胝切除後縫合)

#### <骨髄移植給付金について>

- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺については骨髄移植給付金のお支払いの対象となりません。

#### <放射線治療給付金について>

- 放射線治療給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 血液照射は放射線治療給付金のお支払いの対象となりません。(被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血血液に対して放射線照射を行うものであるためです。)



# 6 特約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

## 限定告知型先進医療特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療給付金と先進医療一時給付金を通算して2,000万円まで
先進医療一時給付金		5万円	

\*支払削減期間中に先進医療による療養を受けられたときは、お支払金額は半額となります。支払削減期間は、責任開始日から第1保険年度末(契約日の翌年の契約応当日の前日)までとなります。

- 責任開始期前に発生した傷害または疾病により療養を受けられた場合は、給付金をお支払いしません。ただし、責任開始期前に発病した疾病(既往症)により療養を受けられた場合でも、所定の条件(責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したことなど)を満たせば給付金をお支払いします。(責任開始期前に医師からその療養を勧められていた場合はお支払いしません。)



ご注意

- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療の対象となっている医療技術は、先進医療給付金・先進医療一時給付金のお支払いの対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている場合(公的医療保険制度の給付対象となっている場合)や、承認取消などの事由によって先進医療ではなくなっている場合は、先進医療給付金・先進医療一時給付金をお支払いできません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
- 先進医療にかかわる技術料とは、受療した先進医療に対する被保険者の自己負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。
- 先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療を60日を超えて受療されても先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

## 7 不慮の事故による保険料のお払込免除については以下のとおりです。

- 不慮の事故による傷害により所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

## 8 配当金・満期保険金はありません。

- この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

## 9 解約返戻金・死亡保険金については以下のとおりです。

- 保険料払込期間が終身の場合および有期で保険料払込期間中の場合は、解約返戻金や死亡保険金はありません。主契約に付加された特約は、保険期間を通じて解約返戻金や死亡保険金がありません。(解約返戻金や死亡保険金をなくし、お求めになりやすい保険料としております。)ただし、主契約については、保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、入院給付日額の10倍相当額の解約返戻金または死亡返還金があります。

## 10 法令などの改正に伴うお支払理由の変更については以下のとおりです。

- メディケア生命は、医科診療報酬点数表の改正により手術料の算定対象として定められている手術の種類が変更される場合など、主契約および特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、疾病入院給付金、手術給付金、骨髄移植給付金、放射線治療給付金、先進医療給付金または先進医療一時給付金のお支払理由を変更することがあります。

## 11 受取人と代理請求制度については以下のとおりです。

- この保険の給付金の受取人は被保険者となります。被保険者が給付金などをご請求できないメディケア生命所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定された指定代理請求人が、給付金などをご請求することができます。

# 12 生命保険募集人については以下のとおりです。

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

給付金などのお支払いについて、詳しくは「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。

## <メディケア生命の健康・医療に関する無料サービス>



24時間電話健康相談  
サービス



セカンドオピニオン  
サービス

提供:ティーパック株式会社

- このサービスは、2016年2月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止する場合があります。
- 詳しくはメディケア生命ホームページ(<http://www.medicarelife.com/>)をご覧ください。またはメディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)にお問い合わせください。